

答 申

第 1 審査会の結論

実施機関は、本件異議申立ての対象となった不開示部分をすべて開示すべきである。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成 15 年 11 月 15 日、奈良県情報公開条例（平成 13 年 3 月奈良県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成 15 年度に実施した奈良県精神病院立入検査及び実地指導結果の報告書及び関係文書のすべて」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成 15 年 11 月 20 日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「平成 15 年度精神病院等実地指導の結果について」（以下「本件行政文書」という。）を特定した上で、次の「（1）開示しないことと決定した部分」を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、次の「（2）開示しない理由」を付して、異議申立人に通知した。

（1） 開示しないことと決定した部分（以下「本件不開示部分」という。）

措置入院患者名簿

氏名、住所、性別、生年月日、主な精神疾患名、措置年月日、保険の種類、年金の有無・種類、保護者氏名（続柄）、備考

精神病院概要

・入院者事故処理状況

年齢、入院期間、事故の状況に記載の年月日及び氏名、処理経過に記載の年月日

・保護者未選任の医療保護入院者の状況

氏名、入院年月日、未選任の理由

・消防査察結果について

消防立入検査結果（通知）書に係る防火管理者、検査立会者、検査員等の氏名及び印影、避難訓練実施報告書内の職員等の個人の氏名及び印影、消防用設備等検査済証内の職員の氏名及び印影、消防計画作成（変更）届出書に係る防火管理者の氏名及び印影

- ・ 職員の研修会・講習会等への参加、開催状況及び計画

氏名及び個人が識別できる役職名

奈良市及び大和郡山市職員を除く。

精神病院概要

- ・ 消防査察結果について

消防立入検査結果（通知）書における、査察結果、指摘事項、特記事項、改善報告（添付資料を含む。）

- ・ 医療監視結果について

指摘事項、改善計画

国立療養所松籟荘及び奈良県立医科大学附属病院分は除く。

精神病院実地指導結果報告書

実地指導結果の概要、実地指導の結果に基づき採った措置、その他特記すべき事項

国立療養所松籟荘及び奈良県立医科大学附属病院分は除く。

精神病院等立入検査結果

検査結果、指摘事項、改善計画（添付資料を含む。）

国立療養所松籟荘及び奈良県立医科大学附属病院分は除く。

国立療養所松籟荘に係る精神病院概要

- ・ 立入検査結果通知書における検査結果及び指摘事項

- ・ 医療監視結果における指摘事項、改善計画

国立療養所松籟荘に係る精神病院実地指導結果報告書

実地指導結果の概要、実地指導の結果に基づき採った措置

国立療養所松籟荘に係る精神病院等立入検査結果

検査結果、指摘事項、改善計画

（２） 開示しない理由

- ・ 条例第 7 条第 2 号に該当

～ 個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるため

- ・ 条例第 7 条第 3 号及び 6 号に該当

～ 法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の正当な利益が損なわれると認められ、又、立入検査に際して実施機関が作成又は取得した情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、今後の立入検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

- ・ 条例第 7 条第 6 号に該当

～ 立入検査に際して実施機関が作成又は取得した情報であって、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、今後の立入検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年1月16日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件不開示部分のうち、次の情報について、処分の取消しを求める異議申立てを行った。

精神病院概要

・消防査察結果について

消防立入検査結果（通知）書における査察結果、指摘事項、特記事項、改善報告（添付資料を含む。）

・医療監視結果について

指摘事項、改善計画

精神病院実地指導結果報告書

実地指導結果の概要、実地指導の結果に基づき採った措置、その他特記すべき事項

精神病院等立入検査結果

検査結果、指摘事項、改善計画（添付資料を含む。）

奈良県立医科大学附属病院分は除く。

4 諮問

平成16年1月22日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

なお、実施機関は、平成17年1月11日、本件事案のうち、国立療養所松籟荘に係る部分について、諮問を取り下げた。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

原処分の一部を取り消し、開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、意見書等において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

医療機関に関する情報の多くは、人の生命・健康に直接・間接に関わるものである。なかんずく、法に基づく検査・監査の結果として行う「指摘事項等」は、性格上この要素が極めて高い。よって条例第7条第3号ただし書（危害の発生の未然防止）に該当する。

精神科病院には非自発入院があり、一定条件下での隔離・拘束・閉鎖処遇など人権制限行為が法で認められている。したがって、一般科医療機関に比し、より一層の公共性、透明性が求められるのは当然である。このことは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）の立法精神に照らして明らかである。

指摘事項は行政機関の恣意ではなく、法令に根拠を置いて、その権限と責任のもとに行われるものであり、任意の情報収集等とは次元を異にする。したがって、開示することによって「正確な事実の把握が困難」になり、「今後に支障」の「おそれ」が生ずるなどという、情緒的かつ具体性を欠く論は失当である。現実に、毎年（毎年）同一事項の指摘が繰り返されながら改善をみない実態は、行政のこうした微温的姿勢に原因の一端があると考えられる。行政はこの際、透明性を高めるために姿勢を正すべきである。

端的に言えば、法令違反ないし不適切な実態を前にしながら、財産上の利益、競争上の地位や正当な利益を損なうと主張するのは失当。ある意味当然の報いという考え方もできる。「不当な行為を容易にし」ないためにも情報公開すべきであって、条例第7条第6号適用は誤りである。

最後に総括して述べるが、精神科医療機関に関する立入検査・実地指導等の行政文書は、患者個人のプライバシーに係る部分を除き、指摘事項等を含め、すべて開示されるべきである。それによって透明性が高まり、密室のぬるま湯体質を脱して、官民ともに改善努力が進み、利用者・県民の信頼感も高まることになる。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件行政文書について

本件行政文書は、精神保健福祉法第38条の6に基づき実施機関が精神病院に対して実地指導を行った際、その都度、作成することになっている書類であり、実地指導結果をまとめた「精神病院実地指導結果報告書」、実地指導の結果を通知する「平成15年度精神科病院等立入検査結果について」及び検査当日に精神病院から提出された「精神病院概要」からなる。

2 精神病院立入検査事務について

精神保健福祉法第38条の6で「厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、精神病院の管理者に対し、当該精神病院に入院中の者の症状若しくは

処遇に関し、報告を求め、若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該職員若しくはその指定する指定医に、精神病院に立ち入り、これらの事項に関し、診療録その他の帳簿書類を検査させ、若しくは当該精神病院に入院中の者その他の関係者に質問させ、又はその指定する指定医に、精神病院に立ち入り、当該精神病院に入院中の者を診察させることができる」と規定し、「精神病院に対する指導監督等の徹底について」（平成10年3月3日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長・健康政策・医薬安全・社会・援護局長連名通知）に基づいて、原則1施設に対し年1回実地指導が行われる。

3 不開示とした理由について

消防立入検査結果（通知）書、医療監視結果、精神病院実地指導結果報告書及び精神病院等立入検査結果は、関係機関が監査及び検査による立入検査を実施した結果を記載したものであり、法人に関する社会的評価、社会的信用に関わる情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益が損なわれると考えられる。また、これらの書類は、立入検査に際して実施機関が作成又は取得した情報であって、公にすることを前提にしておらず、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、今後の同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、条例第7条第3号及び第6号に該当すると考えられる。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号は、「法人その他の団体（国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当する情報については、不開示とする旨規定している。

実施機関は、「精神病院概要」、「精神病院実地指導結果報告書」及び「精神病院等立入検査結果」の各情報について、関係機関が監査及び検査による立入検査を実施した結果を記載したものであり、法人に関する社会的評価、社会的信用に関わる情報であって、公にすることにより、当該法人の正当な利益が損なわれるため本号に該当するとしているので、以下検討する。

(1) 精神病院概要のうち消防査察結果について

消防査察結果は、実施機関が精神保健福祉法に基づき実地指導を行う際、精神病院から提出を受けた文書である。当該文書は、消防法第4条又は第16条の5の規定に基づき、消防長等が精神病院に対して、査察対象物の立入検査を実施した結果の通知書及びその改善報告書からなっている。

実施機関は、このうち、消防立入検査結果（通知）書における査察結果、指摘事項、特記事項及び改善報告（添付資料を含む。）を不開示としている。

しかしながら、消防法の規定によると、本件立入検査は、査察対象物について法令に違反する事実の有無を確認し、違反事実が認められる場合にはその改善を指示し、適法な状態に改善させることにより、同法に定める目的を達成することを趣旨として行われるものである。

このような立入検査の趣旨に照らせば、これら不開示情報は、何らかの指摘事項があったものについては消防法上の義務を履行していない事実が明らかになる点で不利益があるといえるが、そもそも、ひとたび火災が発生すれば甚大な被害が生ずるおそれのある査察対象物を管理する以上、同法を遵守すべき義務は重いというべきである。

さらには、その指摘事項についても、法令に定める一定の基準を備えていないことを機械的に指摘しているに過ぎず、その指摘事項の記載内容も概括的、定型的なものであって、特に秘密にすることが必要と認められる情報が含まれているものではない。

したがって、これらの不開示情報が、実施機関の主張するような法人の社会的評価、社会的信用に関わる情報であったとしても、法令遵守義務に反している状態にあることを秘することにより保護される利益が、法人の正当な利益であると認めることはできない。

(2) 精神病院概要のうち医療監視結果について

医療監視結果についても、上記の消防査察結果と同様、実施機関が実地指導を行う際、精神病院から提出を受けた文書である。当該文書は、医療法第25条の規定

に基づき、保健所長等が精神病院に対して、構造設備等の立入検査を行った結果の通知書及びその改善計画書からなっている。

実施機関は、このうち、指摘事項及び改善計画を不開示としている。

これらの情報は、実施機関が主張するように、当該病院の社会的評価、社会的信用に関わる情報であると認められる。また、これらが公表されれば、その結果のみによって、当該病院の評価を低下させる事態が生じ得ることも認められないわけではない。

しかしながら、我が国の近年における医療提供体制を取り巻く状況を鑑みると、国民の医療に対する意識の変化などを踏まえて、患者・国民に対する幅広い情報の提供を推進し、患者・国民の選択を尊重した医療の提供を通じて医療機関相互の競争を促進し、我が国の医療の質の向上と効率化を図ることが重要な課題となっている。そのためには、患者・国民に対する医療情報の提供を積極的に推進し、患者・国民が自ら医療機関等を選択することができるような環境を整備することが不可欠であるとされている。

このような社会的背景を考慮しつつ、本件医療監視結果について検討すると、仮に立入検査の指摘事項が当該病院の社会的評価に関わるものであったとしても、その指摘事項が法令等の基準にのっとった客観的なものであれば、法人の正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められない。また、指摘事項のみならず、改善計画も併せて開示すれば、指摘事項に対してどのような改善がなされるのかが明らかとなり、当該病院の社会的評価を増しこそすれ、正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。

(3) 精神病院実地指導結果報告書及び精神病院等立入検査結果について

精神病院実地指導結果報告書は、精神保健福祉法第38条の6の規定に基づき、実施機関が精神病院に対して実地指導を行った結果を取りまとめたものである。また、精神病院等立入検査結果は、実地指導の結果を指摘事項を含め実施機関から当該病院に通知した文書及びその指摘事項に対する病院からの改善計画である。

実施機関は、精神病院実地指導結果報告書のうち実地指導結果の概要、実地指導の結果に基づき採った措置及びその他特記すべき事項を、精神病院等立入検査結果のうち検査結果、指摘事項及び改善計画（添付資料を含む。）を、それぞれ不開示としている。

そして、これらの情報について実施機関は、法人に関する社会的評価、社会的信用に関わる情報であって、公にすることにより、法人の正当な利益が損なわれると主張している。

しかしながら、精神保健福祉法の目的である精神障害者の人権に配慮した精神科医療の確保という趣旨及び各精神病院の管理者が入院中の者につき必要な行動制限等患者の身体を自由を制限する権限を与えられていることからすれば、各精神病院には、より高い公益性が要請されているということが窺え、これらの情報が公になることによる影響は、当該病院が受忍しなければならないものと解するのが相当であるから、これらの情報が開示されたとしても、法人の正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められない。また、医療監視に関して述べたように、指摘事項の

みならず、改善計画も併せて開示すれば、指摘事項に対してどのような改善がなされるのかが明らかとなり、当該病院の社会的評価を増しこそすれ、正当な利益を害するおそれがあるとはいえない。

(4) まとめ

したがって、これらの情報は、条例第7条第3号に該当しない。

3 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、「県の機関又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する情報については、不開示とすることを定めている。

実施機関は、本件事案に係る情報が、本号に該当するとしているので、これについて以下検討する。

(1) 条例第7条第6号前段について

本件事案に係る情報は、精神保健福祉法第38条の6の規定に基づき、実施機関が精神病院に対して実地指導を行った際に取得し、又は作成した文書である。これらは、実施機関の事務又は事業に関する情報であるため、条例第7条第6号前段に該当する。

(2) 条例第7条第6号後段について

実施機関は、本件事案に係る情報が、「立入検査に際して実施機関が作成又は取得した情報であって、公にすることを前提にしておらず、公にすることにより、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、今後の同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と主張している。

しかしながら、精神保健福祉法第38条の6の規定に基づき実施機関が行う精神病院に対する実地指導業務において、精神病院が虚偽の報告をし、検査を拒み、質問に対して虚偽の答弁をした場合等について、同法第55条の規定に基づき罰則が科せられることとなっている。

また、消防法に基づく立入検査及び医療法に基づく立入検査についても同様に、虚偽の報告をしたり、検査を拒んだりした場合には、それぞれ法に基づく罰則が科せられることとなっている。

つまり、精神病院がこれらの実地指導等を受け入れることは、各病院の任意ではなく、各法令に基づき罰則によって間接的に強制されており、義務であることを考慮すれば、その実地指導等を基に作成し、又は取得したこれらの情報を開示することによって、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、今後の同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという実施機関の主張には相当性がなく、条例第7条第6号後段に該当するとまでは認めることができないというべきである。

(3)まとめ

したがって、これらの情報は、条例第7条第6号に該当しない。

4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成16年 1月22日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成16年 3月25日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成16年 5月13日	・ 異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成16年11月10日 (第89回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 異議申立人から意見等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成16年12月 1日 (第90回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成17年 1月12日 (第91回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成17年 2月 2日 (第92回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成17年 3月 2日 (第93回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成17年 4月 6日 (第94回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成17年 5月12日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

奈良県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授(行政法)	会 長
おんだ まさこ 音田 昌子	大阪府立文化情報センター所長	
さとう こういち 佐藤 公一	弁 護 士	会 長 代 理
まつむら けいこ 松村 佳子	奈良教育大学教授(理科教育)	
わたなべ まさる 渡辺 賢	帝塚山大学教授(行政法)	

(平成17年5月12日現在)